

さいたまスイーツウェブサイト再構築業務 要求水準書

1 件名

さいたまスイーツウェブサイト再構築業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

さいたま市内

4 予算の上限額

6,692,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 目的

本業務は、「さいたまスイーツ」のブランド化を推進し、市内スイーツ店舗への誘客促進及びファン獲得を図るため、ウェブサイトの再構築を行うものである。

現状、イベント及びSNSを活用した導線形成は一定の成果を上げている一方、ウェブサイトの魅力不足により、来訪者の回遊や来店動機形成に十分つながっていない課題がある。

このため、本業務では以下を重視し、プロモーション効果の最大化を図ることを目的とする。

- ・ブランドイメージの再整理(リブランディング)
- ・ビジュアル及びデザイン性の向上
- ・コンテンツの充実と回遊性の強化
- ・利用者体験(UX)の改善

本業務においては、「スイーツのまち・さいたま」の将来像として、市民や来訪者がスイーツを目的に市内を回遊し、日常的に市内スイーツを楽しむ文化が根付く状態を目指すものとする。

また、本ウェブサイト「スイーツのまち・さいたま」の将来像を体現し、来訪動機を創出する情報発信拠点として位置付ける。

6 業務の範囲

本業務の委託範囲は、以下のとおりとする。

(1)ウェブサイト再構築

- ア 要件定義、設計、開発、テスト、公開、運用支援までの一式
- イ 市との協議に基づく柔軟な対応

ウ 契約不適合があった場合の無償対応

(2)ドメイン対応

ア 本ウェブサイトは、本市が管理するドメイン配下のサブドメインを利用すること。

イ 受託者は、DNS 設定に必要なレコード種別、設定値、設定目的、影響範囲及び設定希望時期を事前に本市へ提示し、本市の承認を得ること。なお、当該サブドメインに係る DNS レコードの設定、変更及び削除は、本市が実施するものとする。

ウ 外部の Web サーバ等へ本市サブドメインを向ける場合は、CNAME レコードその他本市が認める DNS レコードにより設定するものとし、受託者は必要な情報を本市へ提示すること。

エ 同一ホスト名においてメール送受信、メールサーバ機能、MX レコード又は TXT レコード等の設定が必要となる場合は、受託者は Web 利用及びメール利用の双方に支障が生じない DNS 設計を提示すること。

オ 公開後は、現行サイトから新サイトへ 301 リダイレクトを実施すること。

カ URL 構造、リダイレクト設定、サイトマップ、検索エンジン向け設定等について、SEO 評価を損なわない移行設計とすること。

キ 委託終了時、外部サービス終了時又は接続先変更時には、不要となる DNS レコードの削除又は変更に必要な情報を本市へ提示すること。

7 システム・運用インフラ要件

本業務において構築するウェブサイトは、安定的かつ安全に運用されることを前提とし、以下の要件を満たすこと。

(1) サーバ及びネットワーク環境

- ・ウェブサイトはクラウドサービス又はレンタルサーバ等により構築すること。
- ・サーバは安定稼働が可能な構成とし、必要に応じて冗長化を検討すること。
- ・アクセス集中時にも耐え得る性能を確保すること。
- ・ドメイン管理及び DNS 設定を適切に行うこと。

(2)CMS 及びアプリケーション

- ・CMS を導入し、専門的知識を有しない職員でも更新可能とすること。
- ・ページ管理、コンテンツ登録、編集、削除が容易に行えること。
- ・ユーザー権限(管理者・編集者等)を適切に設定できること。
- ・将来的な機能拡張や改修が容易な構造とすること。

(3) データ管理

- ・店舗情報、イベント、コラム等のデータ構造を適切に設計すること。
- ・画像等のメディアデータを効率的に管理できること。
- ・更新履歴や変更内容を確認できる機能を有すること。

(4)セキュリティ対策

以下のセキュリティ対策を実施すること。

- ・TLS1.2 以上又は TLS1.3 により通信を暗号化し、HTTPS により提供
- ・本市サブドメインに対応した TLS 証明書を適切に取得、設定、更新及び管理し、証明書の有効期限切れ、設定不備、脆弱な暗号方式の利用等が生じないように管理
- ・証明書の取得方法、更新方法、管理責任及び障害時の対応方法について、事前に本市へ提示
- ・不正アクセス対策(WAF 等の導入)
- ・管理画面のアクセス制御(IP 制限、認証強化等)
- ・脆弱性対応(定期的なアップデート及びパッチ適用)
- ・サーバ及び CMS のセキュリティ対策

また、「さいたま市情報セキュリティポリシー」に準拠すること。

(5)バックアップ及び復旧

- ・定期的なバックアップを自動で取得すること。
- ・複数世代のバックアップを保持すること。
- ・障害発生時は速やかに対応し、早期復旧を図ること。
- ・復旧手順を明確にすること。

(6)監視及び運用

- ・サーバ及びシステムの稼働監視を行うこと。
- ・障害発生時の検知及び通知体制を構築すること。
- ・ログを適切に取得・保存すること。
- ・障害発生時の対応フローを明確にすること。

(7)外部サービス連携

- ・SNS(Instagram、X 等)及び地図サービスとの連携を可能とすること。

(8)SEO 及びアクセス解析

- ・SEO 対策として、検索エンジン最適化を行うこと。
- ・メタ情報、URL 構造等を適切に設定すること。
- ・サイトマップを整備すること。また、サイト構造はシンプルで分かりやすい階層構造とし、利用者及び検索エンジンに配慮した設計とすること。
- ・アクセス解析ツールを導入し、データを取得・可視化できること。

(9)可用性及び性能

- ・サイトの表示速度に配慮し、適切なパフォーマンス対策を行うこと。
- ・各種デバイス(PC・スマートフォン)に対応すること。
- ・長期運用に耐えうる安定性を確保すること。

(10)運用体制

- ・更新作業のフロー及び運用方法を明確にすること。
- ・必要に応じて運用マニュアルを整備すること。
- ・障害時の連絡体制を定めること。

(11)その他

- ・多言語対応(英語、中国語、韓国語等)を行い、利用者が容易に閲覧できる環境を構築すること。
- ・ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮し、誰にとっても見やすく操作しやすいウェブサイトとすること。
- ・外部の Web サーバ、クラウドサービス、CMS、ASP サービス、CDN、アクセス解析サービスその他外部サービスを利用する場合は、利用するサービスの内容、提供事業者、利用目的、保存又は処理される情報、管理責任及びセキュリティ対策を事前に本市へ提示し、本市の承認を得ること。
- ・本市サブドメインを外部サービスに関連付ける場合は、サブドメインテイクオーバー等のリスクが生じないように、外部サービス側の設定状態を適切に管理すること。また、サービス終了時、接続先変更時又は委託終了時には、不要となる外部サービス側の関連付けを確実に削除又は変更すること。
- ・本ウェブサイトにおいてメール送信機能、問い合わせフォーム、通知機能その他電子メールを利用する機能を設ける場合は、送信元、送信経路、認証方式、ログ管理、不正利用時の停止手順及び責任分界を事前に本市へ提示し、本市の承認を得ること。また、SPF、DKIM、DMARC 等のなりすましメール対策を実施すること。

8 業務内容

事業目的の達成に向け、ブランドイメージの再整理を行った上で、そのイメージを反映した魅力的な「さいたまスイーツウェブサイト」を新たに構築すること。本業務の提案にあたっては、コンセプト、ビジュアル、コンテンツ、導線設計及び運用の各要素が相互に連動した一体的な提案とすること。なお、令和9年3月1日公開(予定)とする。

業務の実施に必要な調整は原則として受託者が行う。また、本業務の実施に係る一切の費用は受託者が負担するものとする。

(1)リブランディング及びビジュアル制作

さいたまスイーツの価値を再定義し、以下について提案すること。

- ・コンセプト及びブランドストーリー
- ・表現方針(トーン&マナー)の整理
- ・ビジュアル開発(ロゴ、キービジュアル等)

提案にあたっては、さいたまスイーツの以下の価値が伝わることを必須とする。

- ・スイーツを大切な人と楽しむ、贈ることで「幸せがつながっていく」
- ・日常に彩りと上質さをもたらす存在

また、制作するビジュアルは以下を満たすこと。

- ・視認性・汎用性(Web・SNS・印刷物対応)

- ・ 継続利用できるデザイン資産であること

(2)ウェブデザイン

本業務においては、さいたまスイーツの魅力を強く印象付けることを目的とし、「スイーツのまち・さいたま」を視覚的に発信できるウェブサイトの構築を提案すること。

提案にあたっては、写真や色使い、レイアウト等を効果的に用い、ビジュアル性に優れたデザインとすることにより、スイーツの楽しさや魅力が直感的に伝わる表現とすること。また、単に情報を掲載するだけでなく、ページを訪れた利用者の印象に残る表現や世界観を重視し、何度訪れても楽しめるサイトとなるよう配慮すること。

さらに、本ウェブサイトはスマートフォンでの閲覧を主な利用形態として想定するため、スマートフォン対応を必須条件とする。画面サイズや操作方法の違いに関わらず、デザインやレイアウトに崩れが生じることなく、直感的な操作が可能で、情報を齟齬なく読み取れるようデザイン作成を行うこと。

(3)ページ構成・導線設計

以下に示す必須ページについて、レイアウト、掲載項目、導線設計に加え、掲載すべきコンテンツの内容や見せ方も含めた具体的な提案を行うこと。

- ・トップページ
- ・検索ページ
- ・各店舗ページ(現状公開ページ:約 140 店舗分を想定)
- ・イベントページ
- ・コラムページ

提案にあたっては、サイト全体の統一感を確保するとともに、利用者にとって見やすく、使いやすい構成とすること。

(4)店舗検索・店舗ページ

ア 店舗検索機能

利用者が目的に応じて効率的に情報へたどり着き、また店舗への誘客につながるよう、検索機能及び情報の見せ方、店舗情報への回遊を促進するナビゲーション設計について提案すること。

イ 店舗ページ

各店舗の魅力を十分に伝え、来店意欲の向上につながるよう、具体的なレイアウト、掲載コンテンツ、表現方法について提案すること。その際、現行サイトからの移行データと市において新たに収集が必要なデータを整理して示すとともに、取材費として30万円(税込)を見込むこと。

(意識するポイント例)

- ・ 店舗の特徴やこだわり、ストーリーが伝わる構成

- 写真や紹介文、タグ等を活用した分かりやすい情報整理
- 利用シーン提案やおすすめ情報等の付加要素
- 関連店舗や周辺情報の表示など回遊性を高める工夫
- 情報のリアルタイム制を担保するための工夫

(5) コンテンツ企画

誘客促進及びリピーター獲得の観点から、掲載コンテンツの充実や、継続的な情報発信を見据えた企画について提案すること。また、(3)で示した必須ページ以外に有効と考えられるページや機能についても自由に提案すること。その際必要となる素材については、受託者が用意するものとする。

(意識するポイント例)

- 利用者の関心を引き、訪問のきっかけとなる企画コンテンツ
- 季節性やイベント性を活かした特集ページ
- 継続的な更新により再訪問を促す仕組み
- 回遊性や滞在時間の向上につながるコンテンツ設計

(6) 市民参加の方法

さいたまスイーツの魅力発信をより広げ、利用者との関係性を深めるため、市民等が主体的に関与できる仕組みとすること。

提案にあたっては、ウェブサイトを通じて、市民や利用者が情報発信やコンテンツに関わることができる方法について、具体的な仕組み及び運用イメージを示すこと。

(提案例)

- 市民による投稿・推薦・口コミ等の参加型コンテンツ
- スイーツに関する投票、ランキング、特集企画等への参加
- SNS との連携による情報拡散や参加促進の仕組み
- イベントやキャンペーンと連動した参加型施策

なお、情報の信頼性の確保や運用負担、適切な管理方法にも配慮すること。

(7) CMS の構築

以下のページについては CMS による運用を必須とする。これらのページについては、情報の更新及び拡充が容易に行えるよう、入力フォームの設計、項目の構成、公開までの操作性等に十分配慮すること。

- ・店舗ページ(新規店舗の追加・掲載、既掲載店舗の画像差替・内容修正が可能であること)
- ・イベントページ(コンテンツの追加、既掲載コンテンツの修正が可能であること)

- ・コラムページ(コンテンツの追加、既掲載コンテンツの修正が可能であること)

(8)KPI 設定及び分析

本業務では、以下の指標を把握可能とすること。

- ・アクセス数(UU/セッション)
- ・ページ回遊率
- ・店舗ページ遷移率
- ・滞在時間
- ・再訪率

また、これらの指標は、ダッシュボードにより可視化すること。

9 スケジュール

主な業務スケジュールの目安(予定)は、以下のとおりである。

令和 8 年 7 月～8 月	サイトの全体構成図、画面イメージ、データ移行方針等決定
令和 8 年 9 月～	ウェブサイト開発
令和 9 年 2 月	運用試験、研修等
令和 9 年 3 月	ウェブサイト公開

10 著作権等に関する取扱い

- (1)本業務の履行及び作成された成果物においては、市及び受託者以外の者が有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びその他知的財産権を侵害することのないよう配慮するとともに、委託期間終了後における利用及び実施等有償となる知的財産は用いないものとする。
- (2)この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各項に定めるところによる。
- (3)受託者は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条(複製権)、第 23 条(公衆送信権等)、第 26 条の 2(譲渡権)、第 26 条の 3(貸与権)、第 27 条(翻訳権・翻案権等)及び第 28 条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、市へ無償で譲渡するものとする。
- (4)市は、業務に必要な範囲内で、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとし、改変にあたっては、受託者に対し、改変する旨を通知するものとする。
- (5)受託者は、市の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条(公表権)及び第 19 条(氏名表示権)を行使することができない。

11 納品物

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、提出形式は電子媒体及び印刷物とする。
(いずれも正本 1 部、副本1部)

- (1)基本設計書(サイト構造・UI 設計)
- (2)制作データ式(デザインデータ、ビジュアル等／編集可能な形式)
- (3)CMS 及びシステム一式
- (4)ソースコード
- (5)運用手順書(マニュアル)
- (6)アクセス解析設定
- (7)その他必要に応じて各種ドキュメント類

12 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後、業務完了報告書を提出し、当市の確認検査を経た後、一括払いとする。

13 再委託

- (1)受託者は、本業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2)本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により市と協議し、承認を得なければならない。

14 その他

- (1)本業務の作業実施体制を提示し、本市の承認を得ること。
- (2)個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の個人情報の保護に関する法令等及びさいたま市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (3)本契約履行にあたり、業務に関する市所有の資料については、その必要性に応じて、受託者に貸与または閲覧可能とする。
- (4)必要がある場合には、市及び受託者の求めに応じ、報告または打ち合わせを開催するものとする。なお、報告及び打ち合わせについては、本業務を管理する立場の者と担当者が参加することとし、当該打ち合わせ等に係る事務については、受託者において実施するものとする。
- (5)受託者において本仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、市は再調査の実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。
- (6)受託者は履行期間中の不測の事故等に対応するため、緊急連絡先を市に報告するものとする。業務遂行中、不測の事故等が発生した場合には、直ちに市へ連絡するとともに、適切な処理を行わなければならない。
- (7)受託者は、当該業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由をもっても委託業務期間中及び委託業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- (8)本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、市と事前に協議し、その指示に従うこと。

(9)受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。